

意見書案第2号

意見書案について

別紙、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）を議決されたく会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月25日提出

加西市議會議長 後藤 千明 様

提出者	加西市議會議員	桜井 光男
賛成者	〃	井上 智章
〃	〃	井上 芳弘
〃	〃	小谷 安富
〃	〃	吉田 稔

協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書（案）

「協同労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、全国で「協同労働の協同組合」の理念で活動している人は約3万人、事業規模では300億円程度に上るとされている。

しかし、この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解は不十分であり、団体としての入札や契約ができないことや、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

すでに欧米諸国では、労働者協同組合についての法制度が整備されている。日本でも、いま「協同労働の協同組合」の法制度を求める運動が全国的に広がり、国会でも議員連盟が立ち上がるなど法制化の具体的な検討が始まっている。

地域活性化の視点からも、この法制化の流れを推し進めて、「協同労働の協同組合法」の早期制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日

兵庫県加西市議会